

平成21年度から

# 新たに保険料が軽減されます

## 〜後期高齢者医療（長寿医療）制度の改善〜

平成21年度の後期高齢者医療保険料通知を7月15日に発送します。今年度は国において制度の見直しが行われ、所得の低い世帯や今まで会社の健康保険などの被扶養者だった方は、保険料が軽減されます。

### 保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料の計算方法は、次のとおりです。ただし、4月1日以降に納付義務、資格の発生・消滅がある時は、月割りで算定されます。なお限度額は、50万円です。

**年間保険料**

**所得割額**  
【(総所得金額など - 33万円) × 7.43%】

+

**均等割額**【40,175円】



### 新たな保険料の軽減措置

■所得の低い世帯の保険料の軽減  
①均等割額の軽減

対象者の基準となる所得金額 (世帯主と被保険者の軽減判定所得)	区 分
33万円以下 ※被保険者全員が年金収入80万円以下かつその他所得がない場合	均等割額の9割軽減
33万円以下 ※9割軽減に該当しない場合	均等割額の8.5割軽減
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下	均等割額の5割軽減
33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下	均等割額の2割軽減

②所得割額の5割軽減

所得割額の算定の基礎となる総所得金額などから基礎控除額(33万円)を引いた金額が58万円以下の方については、平成20年度に引き続き所得割額が5割軽減となります。

※被保険者個人の所得で軽減判定します。

■会社の健康保険などの被扶養者だった方への軽減

資格を取得した日の前日に、会社の健康保険などの被扶養者(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)であった方は、所得割額がかからず、均等割額が9割軽減され、年間保険料が4千17円になります。

### 保険料の納付方法

#### 特別徴収制度

保険料は、原則として年金から差し引き(特別徴収)されます。ただし、次の場合は、納付書または口座振替によって納めて(普通徴収)いただきます。

・年金(国民年金と厚生年金など複数の年金を受給している場合

は、優先順位の高い年金) 年額18万円未満の方

・1期分の介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える方

なお、75歳になったばかりの方は、数回は普通徴収となりますが、先の条件に当てはまらない場合は、特別徴収に切り替わります。

#### 口座振替選択制度

保険料が特別徴収されている方で、口座振替による納付を希望される方は、次の2つの手続きを取ることにより、指定の口座から引き落とすことができます。

##### ▼手続1

金融機関で口座振替依頼書(金融機関の窓口にあります)を提出

申請に必要な物 お届けの銀行印、預金通帳

##### ▼手続2

保険年金課の窓口で「口座振替選択」申出書を提出

申請に必要な物 印鑑、手続1の際に受け取った「本人控え」

なお、既に後期高齢者医療保険料について、口座振替の依頼をされている方は、金融機関の手続1は必要ありません。